

実務事例

分類	共 済 組 合	作成年月日	平成20年8月
表題	限度額適用認定証について		
内容	<p>① 事務処理内容 職員が入院をすることになり、高額療養費に該当することが見込まれたので、「限度額適用認定証」を申請しようと思った。</p> <p>② 問題点や苦労したこと（間違いなどで指摘されたこと） 原則事前の申請が必要とのことで、早めに申請した。</p> <p>対象となる療養の範囲は、自らの所得区分についてあらかじめ組合の認定を受けた70歳未満の組合員及び被扶養者が同一月内に一つの病院等の自己負担額から自己負担限度額を超える場合である。</p> <p>③ 実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと）</p> <p>以下のことを職員に伝えた。</p> <p>給付を受けるための要件として、組合員証に添えて限度額適用認定証を医療機関等の窓口へ提出すること。</p> <p>下記の事由が生じたときは、速やかに返却すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員の資格を喪失したとき。 ○ 被扶養者がその要件を欠くに至ったとき。 ○ 限度額適用認定証に記載された適用区分が変更になったとき。 ○ 適用対象者が老人医療受給対象者となったとき。 ○ 認定証の有効期限に達したとき。 		
添付資料	<p>組合員（一般所得者、70歳未満）が入院した場合の例 公立学校共済組合限度額適用認定申請書 公立学校共済組合限度額適用認定証（表・裏面）</p>		
感想	なし		

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等